厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
総括研究報告書

受動喫煙対策等たばこ対策のエビデンス構築のための研究

研究代表者 片野田 耕太 国立がん研究センターがん対策研究所データサイエンス研究部 部長

研究要旨

本研究は、たばこ対策の各分野の対策の進捗と効果について科学的根拠の収集・構築・分析を行うことを目的とした。本年度は、改正健康増進法における施設等の分類と規定の整理、日本の若年層におけるシーシャ（水タバコ）利用実態と健康リスク認識の調査、受動喫煙対策の自治体への影響評価、たばこパッケージの健康警告表示に関する調査、たばこ規制の行動経済・医療経済学的評価、飲食店等の受動喫煙対策の評価、禁煙支援対策の評価、販売時点（POS）たばこ広告への曝露に関する調査、飲食店の受動喫煙対策および自治体の取り組みの評価を行った。改正健康増進法は経過措置という形で多くの例外規定が設けられ、複雑な施設分類と規定となっている。法の目的である「望まない受動喫煙を防ぐ」を実現するために施設等の分類と規定を整理し、受動喫煙対策の自治体や飲食店等への影響を考慮した上で、たばこ規制枠組条約に沿った公共の場所の全面禁煙を目指す必要がある。また、たばこ対策の他の分野についても、日本における若年層のシーシャ利用実態、たばこパッケージの健康警告表示の視覚的効果、POS たばこ広告への曝露の実態、日本における加熱式たばこ税制設計、禁煙支援対策などを含む様々な面から、より包括的な施策の推進が求められる。

研究分担者：所属は令和 7 年度（2025 年度）時点
田淵 貴大 （東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学専攻公衆衛生学分野 准教授）
姜 英 （産業医科大学産業生態科学研究所 講師）
牛山 明 （国立保健医療科学院生活環境研究部 部長）
五十嵐 中（東京大学大学院薬学系研究科 特任准教授）
村木 功 （筑波大学医学医療系 教授）
萩本 明子 （同志社女子大学看護学部 准教授）
井坂 ゆかり （筑波大学医学医療系 助教）
片岡 葵 （神戸大学医学研究科未来医学講座分子疫学分野 特命助教）

A. 研究目的

日本は「たばこ規制枠組み条約」（FCTC）の参加国の一つであり、2010 年以降のたばこ税増税、2019 年の注意文言等見直し、2020 年の改正健康増進法全面施行など、たばこ対策を進めてきた。喫煙率は成人、未成年ともに減少を続けている一方、世界保健機関（WHO）のたばこ対策パッケージ（MPOWER）の 2025 年報告書の評価は 2023 年報告書から変化しておらず、モニタリングとマスメディアキャンペーンの 2 分野で 4 段階中最高のレベル 1、禁煙支援、警告表示、たばこ税の 3 つの分野でレベル 2、受動喫煙防止分野は改正健康増進法の経過措置の影響でレベル 3、広告・販売促進規制分野では最も低いレベル 4 にとどまっている。2010 年代から日本で流行している加熱式たばこに加えて、水たばこ（シーシャ）の使用、新型口腔たばこの発売開始など新たな課題も生じている。改正健康増進法では喫煙目的室の運用などで課題が指摘されている。

たばこ対策の推進には、MPOWER の各分野に

おいて対策の現状、課題、解決策、その導入効果の科学的評価が必要である。本研究は、たばこ対策の各分野の対策の進捗と効果について科学的根拠の収集・構築・分析を行い、政策導入によるインパクト評価を実施し、改正健康増進法の展開や「健康日本 21」の推進、たばこ規制枠組条約の履行に必要な科学的証拠をとりまとめ、実効性のあるたばこ対策を提言することを目的とする。

B. 研究方法

①改正健康増進法における施設等の分類と規定の整理

2020 年に全面施行された改正健康増進法の法、施行令、および施行規則から、各施設等の分類、定義、施設要件、技術的基準などの情報を抽出した。

②日本の若年層におけるシーシャ（水タバコ）利用実態と健康リスク認識に関する横断研究

2024 年 1 月 24 日から 2 月 27 日にかけて実施された大規模インターネット調査「JASTIS 2024（Japan Society and New Tobacco Internet Survey)」のデータを分析した。本分析では、16〜29 歳の 10 代および若年成人のサブセットである 5,564 人（平均年齢 24.7 歳、女性 52.5%）を解析対象とし、日本の全国人口を代表する推計値を生成するために逆確率重み付けを用い、シーシャ利用状況、利用理由について記述的分析を行った。

また、共変量を調整した多変量ロジスティック回帰モデルを用いて、意識の違い（健康リスクへの認識やイメージ）とシーシャ利用経験との関連性を評価した。

③受動喫煙対策の自治体への影響評価

主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 道府県庁所在市、20 政令市、23 東京特別区）に新たに中核市または中核市の候補市である 45 自治体を加えて、合計 166 自治体に 2025 年度用の調査票を郵送し、建物内・敷地内全面禁煙の実施状況等を調べた。

さらに、厚生労働省などの中央省庁の 47 施設にも同様な調査を行い、敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所の設置）について郵送で 2025 年度用の調査票を用いて調べた。

④たばこパッケージの健康警告表示に関する研究

2026 年 JASTIS 調査（日本における社会と新型たばこに関するインターネット調査）において、警告表示に対する 30,000 名（有効回答 27,308 名）の意識を調査した。

⑤たばこ規制の行動経済・医療経済学的評価に関する研究

海外で標準的に研究対象とされる電子たばこ（electronic cigarette: e-cigarette）一般ではなく、日本で実際に販売・普及している加熱式たばこ（heated tobacco products: HTPs）に焦点を当て、加熱式たばこの価格弾力性、税率弾力性、製品間代替関係、価格選好、および税価格転嫁に関する既存文献レビューを実施した。

⑥飲食店等の受動喫煙対策の評価

飲食店における受動喫煙対策の実施状況をモニタリングし、改正健康増進法の実効性について継続的に評価するために、飲食店民間データベースについて、Web スクレイピングツール（シルクスクリプト社）を使用して、令和 7 年 5 月、9 月、12 月の 3 時点における店舗情報の抽出と、令和 2 年 5 月から令和 7 年 12 月までの集計値を用いて、Joinpint 回帰モデルにより経年的変化を分析した。

また、飲食店民間データベースの令和 7 年 10 月時点で抽出した店舗を対象として、実地調査を行った。

⑦禁煙支援対策の評価

インターネット調査 JASTIS(The Japan

“Society and New Tobacco” Internet Survey)の2018～2023 年の調査結果を用いて、2018～2022 年度に実施された、たばこ税増税時の紙巻きたばこ、加熱式たばこ喫煙者の喫煙及び禁煙の動向を分析した。

⑧販売時点（POS）たばこ広告への曝露に関する研究

日本における販売時点（point-of-sale: POS）たばこ広告へのばく露の実態を把握し、成人および子どもにおける興味や接触といった行動レベルの影響を明らかにするために、一般住民を対象としたインターネット調査 JASTIS（The Japan “Society and New Tobacco” Internet Survey）の2025 年度調査を用いた。

⑨飲食店の受動喫煙対策および自治体の取り組みの評価に関する研究

改正健康増進法全面施行後の飲食店における受動喫煙防止対策および各自治体の取り組みを把握するため、1）都道府県条例に基づく自治体の取組状況の把握 2）兵庫県における飲食店の受動喫煙防止対策の実態把握にあたり、令和 6 年度に都道府県および保健所を対象に実施した「自治体における飲食店の受動喫煙防止対策促進の取り組み状況調査」のデータや各都道府県のホームページ、兵庫県が 3 年ごとに実施する「受動喫煙防止等に関する条例」実態調査（施設調査）のデータのうち飲食店に関するデータについて、令和 2 年度分（令和 3 年 2-3 月に実施）、令和 5 年度分（令和 5 年 10-11 月に実施）等を使用した。

C. 研究結果

①改正健康増進法における施設等の分類と規定の整理

改正健康増進法では、第一種施設、第二種施設、喫煙目的施設（これらを総称して特定施設）、および旅客運送事業自動車等の分類があり、それらの要件と偽実的基準は、法、法附則、施行令、および施行規則で規定されていた。

指定たばこ（加熱式たばこ）の経過措置については、法附則に規定があり、技術的基準は施行規則で定められていた。

②日本の若年層におけるシーシャ（水タバコ）利用実態と健康リスク認識に関する横断研究

16～29 歳の調査対象者のうち、10.2%がシーシャを吸った経験があり、現在の利用者のうち、65%は「たまに吸う」と回答し、年齢別では 20～24 歳の層で最も利用率が高かった。

利用の主な動機として、「友人に誘われた（59.7%）」が最も多く、次いで「フレーバーに興味があった（47.9%）」、「紙巻タバコより健康への害が少ないと思った（40.7%）」が続き、意識とシーシャ利用の関連性についての解析からシーシャを「利用者への害がないと考えている」人は、そう考えていない人に比べて利用経験を持つ割合が 1.8 倍高かった。また、「シーシャを吸うことはかっこいい」と思っている人は、そうでない人に比べて 1.4 倍利用経験が高かった。

③受動喫煙対策の自治体への影響評価

全国の主要な 166 の地方自治体の一般庁舎は改正健康増進法の施行前後で屋内喫煙室はゼロになり、法律で求められている敷地内全面禁煙を実施したのは 22 自治体(13.8%)から 57 自治体(35.8%)に増え、施行 6 年後の 2025 年度は 66 自治体（39.8%）に増えた一方、100 自治体（60.2%）の一般庁舎には特定屋外喫煙場所が設置されていることが分かったが、その存置している自治体では、勤務時間内の喫煙を容認している割合が有意に高いことが示され、一般庁舎、議会棟・フロアでは、18.1%（30 自治体）が建物内に喫煙場所を設置していた。改正健康増進法の施行後、全体として大きな変化は認められなかったが、前年度と比較すると、敷地内全面禁煙の割合はやや減少する傾向

がみられた。

④たばこパッケージの健康警告表示に関する研究

現状の日本の警告表示（文字のみ）と海外の警告表示（画像を含む）のどちらが適切かを問うたところ、海外の方が適切（26.2%）、海外のほうがやや適切（27.9%）となり、合計で 54.1%の回答者が画像付き警告表示を支持した。

「喫煙の健康被害を視覚的に伝えることでより効果的に注意喚起できるから（画像付き警告表示を）導入すべきか」という質問には、強く同意・やや同意の合計が 63.0%であった。さらに「画像入警告表示を見る人が、過度の不快感を持ったとしても、導入すべきか」との質問にも、強く同意・やや同意の合計が 61.3%であった。以上より、日本において画像付き警告表示の導入について一般市民の抵抗感はそれほど大きくない実態が明らかとなった。

⑤たばこ規制の行動経済・医療経済学的評価に関する研究

Dauchy らの多国間分析では、加熱式たばこの自己価格弾力性は−1.2〜−1.3 であり、紙巻きたばこの約−0.3 と比べて約 4 倍高かった。

Choi らの韓国研究では、紙巻きたばこ・加熱式たばこ・電子たばこの間に明確な代替関係が示された。

Kenkel らの日本 DCE 研究では、加熱式たばこ価格上昇が紙巻きたばこ回帰を促進し、禁煙選択を減少させる可能性が示された。

さらに Dauchy and Filby の税価格転嫁研究では、加熱式たばこ税は価格に完全転嫁されにくく、企業側の価格戦略が介在している可能性が示された。

⑥飲食店等の受動喫煙対策の評価

飲食店民間データベース調査では、令和 7 年 5 月、9 月、12 月の 3 時点で調査を行い、既存および新規飲食店の観点から禁煙店舗割合を算出した。また、令和 2 年 4 月から令和 7 年 12 月までの禁煙飲食店割合の経時推移を Joinpoint 回帰分析により評価し、改正健康増進法全面施行後 2〜3 年で禁煙飲食店割合の上昇の鈍化が生じていることが確認された。

飲食店屋外および屋内の実地調査では、屋外調査より、約半数の飲食店で標示がなく、屋内喫煙の証拠が認められた店舗でも同様であった。

⑦禁煙支援対策の評価

紙巻きたばこのみ（紙巻のみ）、加熱式たばこのみ（加熱のみ）、紙巻きたばこと加熱式たばこの併用者（併用）とも半数以上が翌年も同じ種類のたばこ製品を喫煙していたが、紙巻のみの喫煙者はよりその傾向が強かった。禁煙への移行を見ると、紙巻のみの喫煙者は、2018〜2019 年、2019〜2020 年コホートでは約 15%であったが、2020〜2021 年コホート以降に約 25%に増加した。加熱のみ（約 13〜24%）、併用（約 10〜16%）ではそのような傾向はみられず、紙巻のみより割合も低かった。他のたばこ製品への変化は、紙巻のみ、加熱のみでは併用への移行が多く、併用では、加熱のみへの移行が多かった。禁煙者の翌年の状況を見ると、7 割以上が禁煙を維持し、その割合は年を経るごとに増加傾向にあった。再喫煙者の状況を見ると、紙巻のみへの移行が最も多かった。

加熱式たばこを使用している喫煙者は、加熱のみ、併用を含め、禁煙へ移行する割合が低く、併用もしくは、加熱のみを選択する割合が高かった。これは、喫煙者が加熱式たばこのメリットを意識している結果とも考えられ、紙巻のみの喫煙者は、同じ状況の維持もしくは、禁煙を選択する割合が高く、加熱式たばこ使用者との傾向が異なっていた。

⑧販売時点（POS）たばこ広告への曝露に関する研究

解析対象は 15 歳以上の男女 27,486 人とし、子どものばく露に関する分析では、12 歳以下の子どもと同居する 18 歳以上の男女 4,465 人を対象とした結果、たばこ販売促進用ディスプレイ・サンプルを直近 6 か月以内に視認した者の割合は全体で 15.1%であり、20 歳未満でも 17.4%と同程度であった。たばこ使用状況別にみると、現在使用者で 36.6%と最も高く、非使用者においても 11.2%が視認していた。さらに、成人においては POS たばこ広告に興味を示した者および実際に触れた者が一定割合存在し、子どもについても興味を示した割合は 3.1%、実際に触れた割合は 3.3%であった。

⑨飲食店の受動喫煙対策および自治体の取り組みの評価に関する研究

1）自治体に対する調査では、規制のある条例を施行している自治体ほど、喫煙目的施設の把握、飲食店の見回り、営業許可申請時の情報提供や喫煙ルール確認など、飲食店における受動喫煙防止対策の監視を実施している自治体が多かった。

2）兵庫県の施設調査のうち飲食店では、加熱式たばこ専用喫煙室設置不可に関する認知度は令和 5 年度のみで禁煙状況と関連し、認知している店舗ほど禁煙割合が高かった。また、屋外灰皿設置の有無による禁煙割合の差は令和 2 年度にみられたが、令和 5 年度には縮小していた。

D. 考察

①改正健康増進法における施設等の分類と規定の整理

改正健康増進法の見直しにおいては、各規程の位置づけを念頭において、法の目的である「望まない受動喫煙を防ぐ」を実現するための議論が必要である。

②日本の若年層におけるシーシャ（水タバコ）利用実態と健康リスク認識に関する横断研究

今後は、シーシャの健康リスクに関する正確な情報提供と啓発活動の推進が求められる。特に、シーシャが「紙巻タバコより安全」という根拠のないイメージを払拭するための科学的根拠に基づいたコミュニケーション戦略の構築が重要である。

③受動喫煙対策の自治体への影響評価

敷地内全面禁煙のさらなる推進に向けては、屋外喫煙場所の見直しに加え、勤務時間内禁煙やタバコ販売の抑制を含めた包括的対策の実施が重要である。また、職員への禁煙支援や庁舎周辺の喫煙対策の整備、さらには質的調査による阻害要因および成功要因の把握を通じて、実効性の高い受動喫煙対策を推進していく必要がある。

④たばこパッケージの健康警告表示に関する研究

27,308 名という大規模な標本に基づき、画像付き警告表示導入に対する国民意識の全体像を初めて示したものとして、政策検討の基礎資料となりうると考える。

⑤たばこ規制の行動経済・医療経済学的評価に関する研究

加熱式たばこ税制の検討では、紙巻きたばこを前提とした単純な増税ロジックでは不十分であり、税率差、価格転嫁、製品間代替、税収影響、健康影響を統合した政策評価が必要である。

⑥飲食店等の受動喫煙対策の評価

飲食店民間データベース調査では、近年の改正健康増進法全面施行の効果は低迷している可能性があるが、飲食店のターンオーバーにより禁煙飲食店割合が増加していく元々の設計で期待される通りに進んでいる可能性がある。

飲食店における受動喫煙防止対策実地調査では、適切な標示は飲食店利用者が主体的に受動喫煙を避けるために必要な情報であり、適正な運用がなされるように、法令の啓発活動の徹底と監視・指

導を厳格に行うなどの対応が重要である。

⑦禁煙支援対策の評価

データは、インターネット調査結果から得ており、対象者は日本国民を代表しているとはいいがたい状況にある。国民生活基礎調査回答者と比較してインターネット調査回答者は、喫煙者が少なく学歴がやや高いなどの傾向が認められたとの報告がある。しかし、本研究の分析対象者は喫煙者に限定しており、結果に大きな影響を与える可能性は低いと考えられる。また、2021 年度の通信利用動向調査における個人のインターネット利用状況を見ると、13～59 歳では 9 割を超え、60 歳代でも約 84%が利用していると回答しており、本研究の調査対象者層のほとんどは、インターネット調査に参加できる環境下にあると考えられる。

⑧販売時点（POS）たばこ広告への曝露に関する研究

POS たばこ広告の進化に伴い、ばく露機会が増加し、認知および行動への影響が強まっている可能性を示している。これらの知見は、たばこに対する許容的な態度の形成を通じて規制の実効性を低下させる要因となり得ることを踏まえ、POS たばこ広告に関する規制の実効性について再検討が必要であることを示唆している。

⑨飲食店の受動喫煙対策および自治体の取り組みの評価に関する研究

規制のある条例や上乗せ条例に含まれる規制内容の認知・運用が、自治体および飲食店の受動喫煙防止対策と関連する可能性が示唆された。今後は、飲食店での受動喫煙防止対策の促進に向けて、都道府県単位・市区町村単位での独自条例や関連施策、条例内容の周知や指導機会の実態も含めて検討していく必要がある。

E. 結論

改正健康増進法は経過措置という形で多くの例外規定が設けられ、複雑な施設分類と規定となっている。法の目的である「望まない受動喫煙を防ぐ」を実現するために施設等の分類と規定を整理し、受動喫煙対策の自治体や飲食店等への影響を考慮した上で、FCTC に沿った公共の場所の全面禁煙を目指す必要がある。また、たばこ対策の他の分野についても、日本における若年層のシーシャ利用実態、たばこパッケージの健康警告表示の視覚的効果、POS たばこ広告への曝露の実態、日本における加熱式たばこ税制設計、禁煙支援対策などを含む様々な面から、より包括的な施策の推進が求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

１．論文発表（本研究に関連するもの）

【片野田 耕太】

1) 萩本明子, 片野田耕太, 田淵貴大.紙巻きたばこ喫煙者の喫煙および禁煙試行の動向：日本公衆衛生学雑誌 2026; 73(5):420-428.（https://doi.org/10.11236/jph.25-047）

2) 村木功, 片岡葵, 伊藤ゆり, 中村正和 and 片野田耕太. 飲食店における受動喫煙防止対策に関する情報収集、法令理解度および保健所での対応と法令遵守に関連する検討：飲食店経営者インターネット調査. 日本公衆衛生雑誌 2026 [印刷中]（https://doi.org/10.11236/jph.25-097）

3) 姜英, 大和浩, 片野田耕太. 水たばこを提供する 2 店舗における空気汚染の実態調査と健康への懸念.日本公衆衛生雑誌 2026 [印刷中]（https://doi.org/10.11236/jph.25-152）

4) Muraki I, Kataoka A, Ito Y, Katanoda K, Nakamura M. Impact of ban and ordinances against indoor smoking on the proportion of

smoke-free establishments in restaurants, izakaya, and bars in Japan: Interrupted time-series analysis of restaurant database. Public Health. 2026;252:106146.

【田淵 貴大】

1) Yamasaki S, Goto A, Koriyama C, Tabuchi T. Waterpipe Smoking Among Japanese Teens and Young Adults: An Emerging Public Health Concern. Nicotine & Tobacco Research, 2026. DOI: 10.1093/ntr/ntaf252.
2) 萩本明子, 片野田耕太, 田淵貴大.紙巻きたばこ喫煙者の喫煙および禁煙試行の動向：日本公衆衛生学雑誌 2026; 73(5):420-428.（https://doi.org/10.11236/jph.25-047）

【姜 英】

1) 姜英, 大和浩, 片野田耕太. 水たばこを提供する 2 店舗における空気汚染の実態調査と健康への懸念.日本公衆衛生雑誌 2026 [印刷中]（https://doi.org/10.11236/jph.25-152）

【村木 功】

1) Muraki I. Behavioral and Environmental Factors of Carbon Monoxide Poisoning and Polycythemia due to Waterpipe Smoking: An Artificial Intelligence-Assisted Systematic Review of Case Reports. JMA J. 2026;9(2):447-456.
2) 村木功, 片岡葵, 伊藤ゆり, 中村正和 and 片野田耕太. 飲食店における受動喫煙防止対策に関する情報収集、法令理解度および保健所での対応と法令遵守に関連する検討：飲食店経営者インターネット調査. 日本公衆衛生雑誌 2026 [印刷中]（https://doi.org/10.11236/jph.25-097）
3) Muraki I, Kataoka A, Ito Y, Katanoda K, Nakamura M. Impact of ban and ordinances against indoor smoking on the proportion of smoke-free establishments in restaurants, izakaya, and bars in Japan: Interrupted time-series analysis of restaurant database. Public Health. 2026;252:106146.

【萩本 明子】

1) 萩本明子, 片野田耕太, 田淵貴大.紙巻きたばこ喫煙者の喫煙および禁煙試行の動向：日本公衆衛生学雑誌 2026; 73(5):420-428.（https://doi.org/10.11236/jph.25-047）

【片岡 葵】

1) 村木功, 片岡葵, 伊藤ゆり, 中村正和 and 片野田耕太. 飲食店における受動喫煙防止対策に関する情報収集、法令理解度および保健所での対応と法令遵守に関連する検討：飲食店経営者インターネット調査. 日本公衆衛生雑誌 2026 [印刷中]（https://doi.org/10.11236/jph.25-097）
2) Muraki I, Kataoka A, Ito Y, Katanoda K, Nakamura M. Impact of ban and ordinances against indoor smoking on the proportion of smoke-free establishments in restaurants, izakaya, and bars in Japan: Interrupted time-series analysis of restaurant database. Public Health. 2026;252:106146.

２．学会発表

【片野田 耕太】

1) 片野田耕太. 改正健康増進法はどう改正すべきか. 第 84 回日本公衆衛生学会総会 静岡 Oct. 30 2025

３．その他

【姜 英】

1) 大和浩、姜英. リーフレット「自治体・職域

における喫煙対策を推進するための資料～
改正健康増進法の全面施行の効果～」2026
年３月

H．知的財産権の出願・登録状況
（予定を含む。）

１．特許取得

なし

２．実用新案登録

なし

３．その他

なし